

さくら市社会福祉協議会職員の 定年等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

2 前項により雇用された職員の雇用期間は1年を超えない範囲で定めるものとする。ただし、雇用期間の更新により、継続して雇用できるものとする。

(定年に関する施策の調査等)

第4条 会長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 3月27日から施行する。